

医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

当院では、令和7年4月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応をおこなっております。

1. オンライン診療をおこなっています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を伴う診療室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については実施しております。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ・ポスター掲示をおこなっております。
6. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、および活用して診療を行うことについて当医療機関への掲示及びホームページに掲載しています。

これにより厚生労働省の定めに基づき、下記の通り診療報酬点数を算定致します。

【医療DX推進体制整備加算】

初診	医療DX推進体制整備加算（月1回）	9点
----	-------------------	----

※マイナンバーカードの利用率に応じて点数が変動する為
毎月の請求点数が変わる可能性があります。

医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、
ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。